

○農林水産省告示第      号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百八号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年    月    日

農林水産大臣    松岡    利勝

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）